

# 申請組織又は登録組織の権利及び義務について

## 1 異義の申出について

### (1) 審査機関に対する異義申出

申請組織又は登録組織は、公立大学法人鳥取環境大学(以下「本学」という)が行った次に掲げる行為について、異義を申出ることができる。

#### 1) TEAS I 種及びII 種への適合性に関する審査結果に係る要求又は指導

異義は、申請組織又は登録組織が当該行為に係る通知を受けた日から30日以内に文書によって申し出ること。異義内容に関して調査し、文書で回答する。

### (2) 鳥取県に対する異義申出(再申出)

申請組織又は登録組織は、上記(1)による本学からの回答について異義がある場合は、その回答を受けた日から30日以内に、更に鳥取県に対して異義を申し出ることができる。

#### <鳥取県窓口>

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県生活環境部環境立県推進課  
電話 0857-26-7205  
FAX 0857-26-8194

## 2 審査への鳥取県の立会について

鳥取県がTEAS審査機関の行う審査の立会を申し出た場合は、当該申請組織又は登録組織には、その立会への同意をしていただくこと。

## 3 登録証及びTEAS登録マークの使用条件について

### (1) 登録証

登録組織は、登録の対象範囲(組織体制・管理施設、活動範囲及び所在地)を明示した上で、登録を受けていることを公表することができる。

また、交付された登録証を自組織の広告宣伝等に表示することができる。  
登録に関して誤解を招くような不適切な公表又は表示は行わないこと。

### (2) TEAS登録マーク

登録組織は、TEAS登録マーク(以下「マーク」という)を自組織の広告宣伝等に表示することができる。使用を希望する場合は、マークの刷新(電子データ)を送付するので申し出ること。

なお、使用する場合は、マークの使用状況を明確にしておくとともに、登録に関して誤解を招くような不適切な使用を行わないこと。

その他マークの使用に関して必要な事項は、鳥取県が別途定めている「鳥取県版環境管理システム登録システム表示要領」に定められている。